

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和6年9月30日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第2章 第2節 第1 受入れ分野 【関係規定】	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、第2号から第12号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護分野 二 ビルクリーニング分野 	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、第2号から8号まで及び第11号から第14号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護分野 二 ビルクリーニング分野

			<p>三 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野</p> <p>四 建設分野</p> <p>五 造船・船用工業分野</p> <p>六 自動車整備分野</p> <p>七 航空分野</p> <p>八 宿泊分野</p> <p>九 農業分野</p> <p>十 漁業分野</p> <p>十一 飲食料品製造業分野</p> <p>十二 外食業分野</p>	<p>三 工業製品製造業分野</p> <p>四 建設分野</p> <p>五 造船・船用工業分野</p> <p>六 自動車整備分野</p> <p>七 航空分野</p> <p>八 宿泊分野</p> <p>九 自動車運送業分野</p> <p>十 鉄道分野</p> <p>十一 農業分野</p> <p>十二 漁業分野</p> <p>十三 飲食料品製造業分野</p> <p>十四 外食業分野</p> <p>十五 林業分野</p> <p>十六 木材産業分野</p>
2	P.4	<p>第2章</p> <p>第2節</p> <p>第1 受入れ分野</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）（以下「分野省令」という。）において、次のものが定められています。なお、特定技能2号での受入れ対象は、「介護分野」を除く「ビルクリーニング分野」から「外食業分野」までの11分野に限られています。</p> <p>1 介護分野</p> <p>2 ビルクリーニング分野</p> <p>3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野</p> <p>4 建設分野</p> <p>5 造船・船用工業分野</p> <p>6 自動車整備分野</p>	<p>○ 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）（以下「分野省令」という。）において、次のものが定められています。なお、特定技能2号での受入れ対象は、「(2号受入れ対象)」と記載した11分野に限られています。</p> <p>1 介護分野</p> <p>2 ビルクリーニング分野（2号受入れ対象）</p> <p>3 工業製品製造業分野（2号受入れ対象）</p> <p>4 建設分野（2号受入れ対象）</p> <p>5 造船・船用工業分野（2号受入れ対象）</p> <p>6 自動車整備分野（2号受入れ対象）</p>

			<p>7 航空分野</p> <p>8 宿泊分野</p> <p>9 農業分野</p> <p>10 漁業分野</p> <p>11 飲食料品製造業分野</p> <p>12 外食業分野</p>	<p>7 航空分野（2号受入れ対象）</p> <p>8 宿泊分野（2号受入れ対象）</p> <p>9 自動車運送業分野</p> <p>10 鉄道分野</p> <p>11 農業分野（2号受入れ対象）</p> <p>12 漁業分野（2号受入れ対象）</p> <p>13 飲食料品製造業分野（2号受入れ対象）</p> <p>14 外食業分野（2号受入れ対象）</p> <p>15 林業分野</p> <p>16 木材産業分野</p>
3	P.12	<p>第3章 第2節 「特定技能2号」</p> <p>【留意事項】</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」を除く11分野となっています（令和5年8月31日時点）。</p>	<p>○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「林業分野」及び「木材産業分野」を除く11分野となっています（令和6年9月30日時点）。</p>
4	P.65	<p>第5章 第2節 第1 (6) 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの</p> <p>【留意事項】</p>	<p>⑭ 他の機関が不正行為を行ったときに役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為</p> <p>申請者とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の役員が、技能実習制度の監理団体や実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当します。</p>	<p>⑭ 他の機関が不正行為を行ったときに役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為</p> <p>行為者の機関とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当します。</p>
5	P.96	<p>第7節 第1節 第1</p>	<p>②運用要領別冊（分野別）において就業場所（事業所）について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要（対象分</p>	<p>②運用要領別冊（分野別）において就業場所（事業所）について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要（対象分</p>

		別表（特定技能雇用契約の変更関係） Ⅱ 就業の場所 【確認対象の書類】	野は、介護、 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業、ビルクリーニング、宿泊、外食業）。	野は、介護、 工業製品 製造業、ビルクリーニング、宿泊、外食業）。
6	P.130	第9章 第1節 第1 (3) 出入国又は労働関係法令に関し不正行為を行ったことによる拒否事由 【留意事項】 表（出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為）ホ	外国人に係る出入国又は労働に関する不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的又は法第19条の23の規定による登録支援機関の登録若しくは登録の更新を受ける目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	外国人に係る出入国又は労働に関する 法令に関し 不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的又は法第19条の23の規定による登録支援機関の登録若しくは登録の更新を受ける目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
7	P.131	第9章 第1節 第1 (3) 出入国又は労働関係法令に関し不正行為を行ったことによる拒否事由 【留意事項】	⑤ 偽変造文書等の行使・提供（同表ホ） 外国人についての出入国又は労働に関する不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的又は登録支援機関の登録（更新を含む。）を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合です。	⑤ 偽変造文書等の行使・提供（同表ホ） 外国人についての出入国又は労働に関する 法令に関し 不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的又は登録支援機関の登録（更新を含む。）を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合です。
8	P.131	第9章 第1節 第1 (3) 出入国又は労働関係法令に関し不正行為を行ったこと	⑥ 保証金の徴収等（同表へ及びト） 外国人やその家族から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば、外国人の失踪を防止するために、外国人やそ	⑥ 保証金の徴収等（同表へ及びト） 外国人やその家族から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば、外国人の失踪を防止するために、外国人やその家族

による拒否事由
【留意事項】

の家族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていた場合です。また、地方出入国在留管理局、労働基準監督署等に対して、「出入国又は労働に関する不正若しくは著しく不当な行為」を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

また、特定技能所属機関との支援委託契約を締結するに際し、これをあつせんする第三者がいる場合において、当該第三者が保証金の徴収等を行っている者であることを知りながら、当該第三者からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結する行為も該当します。

等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていた場合です。また、地方出入国在留管理局、労働基準監督署等に対して、「出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為」を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

また、特定技能所属機関との支援委託契約を締結するに際し、これをあつせんする第三者がいる場合において、当該第三者が保証金の徴収等を行っている者であることを知りながら、当該第三者からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結する行為も該当します。

9

別紙4

(略) 介護分野、ビルクリーニング分野

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号
工業製品製造業 分野	【特定技能1号】 機械加工(工業製品の製造、又は、再加工の工程)に、熟練作業員が製造工程の製造工程の作業(作業)	【特定技能1号】 機械加工(工業製品の製造、又は、再加工の工程)に、熟練作業員が製造工程の製造工程の作業(作業)	国際交流基金日本基金協会の 又は 日本技能力試験(N4以上)	製造 試験免除番号 非該当	製造 試験免除番号 非該当	
			製造 試験免除番号 非該当	製造 試験免除番号 非該当		
			ダイカスト 試験免除番号 非該当	ダイカスト 試験免除番号 非該当		
			機械加工 試験免除番号 非該当	機械加工 試験免除番号 非該当		
			金属プレス加工 試験免除番号 非該当	金属プレス加工 試験免除番号 非該当		
			鍛工 試験免除番号 非該当	鍛工 試験免除番号 非該当		
			工場組立 試験免除番号 非該当	工場組立 試験免除番号 非該当		
			工具仕上げ 試験免除番号 非該当	工具仕上げ 試験免除番号 非該当		
			金型仕上げ 試験免除番号 非該当	金型仕上げ 試験免除番号 非該当		
			機械組立仕上げ 試験免除番号 非該当	機械組立仕上げ 試験免除番号 非該当		
			組立 試験免除番号 非該当	組立 試験免除番号 非該当		
			組立 試験免除番号 非該当	組立 試験免除番号 非該当		

(略) 介護分野、ビルクリーニング分野

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号
工業製品製造業 分野	【特定技能1号】 機械加工(工業製品の製造、又は、再加工の工程)に、熟練作業員が製造工程の製造工程の作業(作業)	【特定技能1号】 機械加工(工業製品の製造、又は、再加工の工程)に、熟練作業員が製造工程の製造工程の作業(作業)	国際交流基金日本基金協会の 又は 日本技能力試験(N4以上)	製造 試験免除番号 非該当	製造 試験免除番号 非該当	
			製造 試験免除番号 非該当	製造 試験免除番号 非該当		
			ダイカスト 試験免除番号 非該当	ダイカスト 試験免除番号 非該当		
			機械加工 試験免除番号 非該当	機械加工 試験免除番号 非該当		
			金属プレス加工 試験免除番号 非該当	金属プレス加工 試験免除番号 非該当		
			鍛工 試験免除番号 非該当	鍛工 試験免除番号 非該当		
			工場組立 試験免除番号 非該当	工場組立 試験免除番号 非該当		
			工具仕上げ 試験免除番号 非該当	工具仕上げ 試験免除番号 非該当		
			金型仕上げ 試験免除番号 非該当	金型仕上げ 試験免除番号 非該当		
			機械組立仕上げ 試験免除番号 非該当	機械組立仕上げ 試験免除番号 非該当		
			組立 試験免除番号 非該当	組立 試験免除番号 非該当		
			組立 試験免除番号 非該当	組立 試験免除番号 非該当		

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本語能力試験(N4以上)	試験免除等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等(実務経験を除く。)
【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】	特定技能外国人が従事する業務区分 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号	技術水準及び評価方法等 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号	日本語能力試験(N4以上)	職種	作業
				機械加工	フライス盤
					数値制御装置
					マシニングセンタ
				仕上げ	金型仕上げ
					機械組立仕上げ
	プレス加工	プレス成形			
	プラスチック成形	インフレーション成形			
		フロー成形			
		プリント配線装置			
		プリント配線装置			
		プリント配線装置			

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号		
		技能水準及び評価方法等	日本語能力試験(N4以上)	試験免除等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等(実務経験を除く。)	
【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】	特定技能外国人が従事する業務区分 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号	技術水準及び評価方法等 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号	日本語能力試験(N4以上)	職種	作業	
				電子機器組立て	電子機器組立て	
					回転電機組立て	
					変圧器組立て	
				電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	
					制御盤組立器具組立て	
					回転電機機器組立	
					機械検査	機械検査
					機械保全	機械系保全
					工業包装	工業包装
		製造分野特定技能2号評価試験(電子機器組立て及びメカニクス)が免除される業務(プリント配線装置(機械加工))				
		製造分野(前(機械加工))				
		製造分野(前(仕上げ))				
		製造分野(前(電子機器組立て))				
		製造分野(前(電気機器組立て))				
		製造分野(前(プラスチック成形))				
		製造分野(前(工業包装))				

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本語能力試験(N4以上)	試験免除等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等(実務経験を除く。)
【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】	特定技能外国人が従事する業務区分 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号	技術水準及び評価方法等 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号	日本語能力試験(N4以上)	職種	作業
				機械加工	フライス盤
					数値制御装置
					マシニングセンタ
				仕上げ	金型仕上げ
					機械組立仕上げ
	プレス加工	プレス成形			
	プラスチック成形	射出成形			
		インフレーション成形			
		フロー成形			
		プリント配線装置			
		プリント配線装置			
		プリント配線装置			

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号		
		技能水準及び評価方法等	日本語能力試験(N4以上)	試験免除等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等(実務経験を除く。)	
【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】 【特定技能1号】 【特定技能2号】	特定技能外国人が従事する業務区分 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号	技術水準及び評価方法等 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号 製造分野特定技能1号 製造分野特定技能2号	日本語能力試験(N4以上)	職種	作業	
				電子機器組立て	電子機器組立て	
					回転電機組立て	
					変圧器組立て	
				電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	
					制御盤組立器具組立て	
					回転電機機器製作	
					機械検査	機械検査
					機械保全	機械系保全
					工業包装	工業包装
		製造分野特定技能2号評価試験(電子機器組立て及びメカニクス)が免除される業務(プリント配線装置(電子機器組立て))				
		製造分野(前(機械加工))				
		製造分野(前(仕上げ))				
		製造分野(前(電子機器組立て))				
		製造分野(前(電気機器組立て))				
		製造分野(前(プラスチック成形))				
		製造分野(前(工業包装))				

10 参考様式第
1-6号

Ⅱ.就業の場所
Ⅲ.従事すべき業務
の内容

参考様式第1-6号

雇 用 条 件 書

年 月 日
雇
特定技術者職種別名 _____
所在地 _____
電話番号 _____
代表者 役職・氏名 _____ 姓

I. 雇用契約期間

1. 雇用契約期間
(年 月 日 ~ 年 月 日) 入国予定日 年 月 日
2. 契約の更新の有無
 自動的に更新する 更新する場合があります 契約の更新はしない
※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があります」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。
 契約期間満了時の業務量 労働者の業務成績、態度 労働者の業務を遂行する能力
 会社の経営状況 従事している業務の進捗状況 その他 ()
3. 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/通算契約期間 年まで))

【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有効雇用契約の締結の場合】
本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約 (無期雇用契約) の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日 (年 月 日) から、無期雇用契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 (無・有 (別紙2のとおり))

II. 就業の場所

- 直接雇用 (以下に記入) 派遣雇用 (別紙「就業条件明示書」に記入)
(雇入れ直後) (変更の範囲) 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)
- 事業所名 _____ 事業所名 _____
所在地 _____ 所在地 _____
連絡先 _____ 連絡先 _____

III. 従事すべき業務の内容

- (雇入れ直後) (変更の範囲) 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)
1. 分野 () 1. 分野 ()
2. 業務区分 () 2. 業務区分 ()

IV. 労働時間等

1. 始業・終業の時刻等
(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)
- (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】
 変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制
※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる資料を付記した年間のカレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。
 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 1日の所定労働時間 時間 分
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 1日の所定労働時間 時間 分
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 1日の所定労働時間 時間 分

参考様式第1-6号

雇 用 条 件 書

年 月 日
雇
特定技術者職種別名 _____
所在地 _____
電話番号 _____
代表者 役職・氏名 _____ 姓

I. 雇用契約期間

1. 雇用契約期間
(年 月 日 ~ 年 月 日) 入国予定日 年 月 日
2. 契約の更新の有無
 自動的に更新する 更新する場合があります 契約の更新はしない
※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があります」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。
 契約期間満了時の業務量 労働者の業務成績、態度 労働者の業務を遂行する能力
 会社の経営状況 従事している業務の進捗状況 その他 ()
3. 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/通算契約期間 年まで))

【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有効雇用契約の締結の場合】
本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約 (無期雇用契約) の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日 (年 月 日) から、無期雇用契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 (無・有 (別紙2のとおり))

II. 就業の場所

- 直接雇用 (以下に記入) 派遣雇用 (別紙「就業条件明示書」に記入)
出入れ機関の事業所に移動 (変更の範囲) 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)
- 事業所名 _____ 事業所名 _____
所在地 _____ 所在地 _____
連絡先 _____ 連絡先 _____

III. 従事すべき業務の内容

- (雇入れ直後) (変更の範囲) 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)
1. 分野 () 1. 分野 ()
2. 業務区分 () 2. 業務区分 ()

IV. 労働時間等

1. 始業・終業の時刻等
(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)
- (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】
 変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制
※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる資料を付記した年間のカレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。
 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 1日の所定労働時間 時間 分
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 1日の所定労働時間 時間 分
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 1日の所定労働時間 時間 分

11 参考様式第
1-6号 別
紙2

Ⅱ.就業の場所
Ⅲ.従事すべき業務
の内容

参考様式第1-6号 別紙2 (雇用条件書1.で【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】で有を選択した場合)

雇 用 条 件 書

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約(無期雇用契約)の締結の申込みをしたときに成立する無期雇用契約の条件は、次のとおりです。

_____ 年 月 日
_____ 殿
特定技術者職階名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____ 代表者 役職・氏名 _____ 氏

I. 雇用契約期間 期間の定めなし

II. 就業の場所

直接雇用 (以下に記入) 派遣雇用 (別紙「就業条件別件書」に記入)

(雇入れ直後) (変更の範囲) 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)

事業所名 _____ 事業所名 _____
 所在地 _____ 所在地 _____
 連絡先 _____ 連絡先 _____

III. 従事すべき業務の内容

(雇入れ直後) (変更の範囲) 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)

1. 分野 () 1. 分野 ()
 2. 業務区分 () 2. 業務区分 ()

IV. 労働時間等

1. 始業・終業の時刻等

(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)

(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】

変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制

※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる資料を併記した年別カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。

交代制として、次の勤務時間の組合せによる。

始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 _____、1日の所定労働時間 時間 分)
 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 _____、1日の所定労働時間 時間 分)
 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 _____、1日の所定労働時間 時間 分)

2. 休憩時間 (分)

3. 所定労働時間数 ①週 (時間 分) ②月 (時間 分) ③年 (時間 分)

4. 所定労働日数 ①週 (日) ②月 (日) ③年 (日)

5. 所定時間外労働の有無 有 無

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

V. 休日

1. 定休日: 毎週 曜日、日本の国地の祝日、その他 () (年間合計休日数 日)

2. 非定休日: 週・月当たり 日、その他 ()

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

VI. 休暇

参考様式第1-6号 別紙2 (雇用条件書1.で【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】で有を選択した場合)

雇 用 条 件 書

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約(無期雇用契約)の締結の申込みをしたときに成立する無期雇用契約の条件は、次のとおりです。

_____ 年 月 日
_____ 殿
特定技術者職階名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____ 代表者 役職・氏名 _____ 氏

I. 雇用契約期間 期間の定めなし

II. 就業の場所

直接雇用 (以下に記入) 派遣雇用 (別紙「就業条件別件書」に記入)

中途入れ換の事業所に転勤 (変更の範囲) 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)

事業所名 _____ 事業所名 _____
 所在地 _____ 所在地 _____
 連絡先 _____ 連絡先 _____

III. 従事すべき業務の内容

(変更の範囲) 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)

1. 分野 () 1. 分野 ()
 2. 業務区分 () 2. 業務区分 ()

IV. 労働時間等

1. 始業・終業の時刻等

(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)

(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】

変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制

※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる資料を併記した年別カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。

交代制として、次の勤務時間の組合せによる。

始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 _____、1日の所定労働時間 時間 分)
 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 _____、1日の所定労働時間 時間 分)
 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 _____、1日の所定労働時間 時間 分)

2. 休憩時間 (分)

3. 所定労働時間数 ①週 (時間 分) ②月 (時間 分) ③年 (時間 分)

4. 所定労働日数 ①週 (日) ②月 (日) ③年 (日)

5. 所定時間外労働の有無 有 無

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

V. 休日

1. 定休日: 毎週 曜日、日本の国地の祝日、その他 () (年間合計休日数 日)

2. 非定休日: 週・月当たり 日、その他 ()

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

VI. 休暇

12 参考様式第 3-1-1号 (記載要領) 【全般事項】 1

1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能2号	造船 船用機械 船用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食品製造業分野・特定技能1号 飲食品製造業分野・特定技能2号	飲食品製造全般
外食業分野・特定技能1号 外食業分野・特定技能2号	飲食品製造全般及び当該業務に関する管理業務 外食業全般
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能2号	造船 船用機械 船用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者
鉄道分野	鉄道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食品製造業分野・特定技能1号 飲食品製造業分野・特定技能2号	飲食品製造全般
外食業分野・特定技能1号 外食業分野・特定技能2号	飲食品製造全般及び当該業務に関する管理業務 外食業全般
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営
林業分野	林業
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

13 参考様式第 3-1-2号 A 契約の終了

一届出の対象者(上記①の者)に係る1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託していた場合、当該対象者に係る登録支援機関との委託契約も終了しますので、下記cについても記入してください。

c 委託契約を締結していた登録支援機関

委託契約終了年月日 年 月 日

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

一届出の対象者(上記①の者)に係る1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託していた場合、当該対象者に係る登録支援機関との委託契約も終了しますので、下記cについても記入してください。

なお、下記c欄に登録支援機関との支援委託契約が終了した事実を記載した場合、支援委託契約の終了に係る届出書(参考様式第3-3-2号)を別途提出する必要はありません。

c 委託契約を締結していた登録支援機関

委託契約終了年月日 年 月 日

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

14	参考様式第 3-1-2号	(記載要領) 【全般事項】 1	<p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	同上	建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号	同上	造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号	同上	自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号	同上	宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	<p>1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>工業製品製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製</td> </tr> <tr> <td>工業製品製造業分野・特定技能2号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車運送業分野</td> <td>トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者</td> </tr> <tr> <td>鉄道分野</td> <td>軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> <tr> <td>林業分野</td> <td>林業</td> </tr> <tr> <td>木材産業分野</td> <td>製材業、合板製造業等に係る木材の加工等</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製	工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号	同上	造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号	同上	自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号	同上	宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者	鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	林業分野	林業	木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等
特定産業分野	業務区分																																																																																																											
介護分野	身体介護等																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務																																																																																																											
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																											
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																											
建設分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																											
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																											
航空分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																											
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																											
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																											
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																											
特定産業分野	業務区分																																																																																																											
介護分野	身体介護等																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務																																																																																																											
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製																																																																																																											
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																											
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																											
建設分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																											
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																											
航空分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者																																																																																																											
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員																																																																																																											
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																											
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																											
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																											
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																											
林業分野	林業																																																																																																											
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等																																																																																																											

15	参考様式第 3-2号	(記載要領) 1	<p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	同上	建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号	同上	造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号	同上	自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号	同上	宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	<p>1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>工業製品製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製</td> </tr> <tr> <td>工業製品製造業分野・特定技能2号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車運送業分野</td> <td>トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者</td> </tr> <tr> <td>鉄道分野</td> <td>軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> <tr> <td>林業分野</td> <td>林業</td> </tr> <tr> <td>木材産業分野</td> <td>製材業、合板製造業等に係る木材の加工等</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製	工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号	同上	造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号	同上	自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号	同上	宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者	鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	林業分野	林業	木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等
特定産業分野	業務区分																																																																																																											
介護分野	身体介護等																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務																																																																																																											
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																											
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																											
建設分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																											
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																											
航空分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																											
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																											
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																											
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																											
特定産業分野	業務区分																																																																																																											
介護分野	身体介護等																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務																																																																																																											
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製																																																																																																											
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																											
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																											
建設分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																											
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																											
航空分野・特定技能2号	同上																																																																																																											
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者																																																																																																											
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員																																																																																																											
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																											
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																											
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																											
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																											
林業分野	林業																																																																																																											
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等																																																																																																											

16 参考様式第 3-3-1号

(記載要領)
1

1 特定産業分野及び業務区分については、指定記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能2号	造船 船用機械 船用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野・特定技能1号 飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般 飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野・特定技能1号 外食業分野・特定技能2号	外食業全般 外食業全般及び店舗経営

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能2号	造船 船用機械 船用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野・特定技能1号 飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般 飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野・特定技能1号 外食業分野・特定技能2号	外食業全般 外食業全般及び店舗経営
林業分野	林業
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

17 参考様式第 3-3-2号

(記載要領)
1

1 特定産業分野及び業務区分については、指定記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能2号	造船 船用機械 船用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野・特定技能1号 飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般 飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野・特定技能1号 外食業分野・特定技能2号	外食業全般 外食業全般及び店舗経営

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能2号	造船 船用機械 船用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野・特定技能1号 飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般 飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野・特定技能1号 外食業分野・特定技能2号	外食業全般 外食業全般及び店舗経営
林業分野	林業
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

18	参考様式第 3-4号	(記載要領) 【全般事項】 1	<p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号		建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号		造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号		自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号		宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	<p>1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>工業製品製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製</td> </tr> <tr> <td>工業製品製造業分野・特定技能2号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車運送業分野</td> <td>トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者</td> </tr> <tr> <td>鉄道分野</td> <td>軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> <tr> <td>林業分野</td> <td>林業</td> </tr> <tr> <td>木材産業分野</td> <td>製材業、合板製造業等に係る木材の加工等</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製	工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号		造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号		自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号		宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者	鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	林業分野	林業	木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等
特定産業分野	業務区分																																																																																																											
介護分野	身体介護等																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務																																																																																																											
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																											
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号																																																																																																												
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																											
建設分野・特定技能2号																																																																																																												
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能2号																																																																																																												
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																											
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																											
航空分野・特定技能2号																																																																																																												
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																											
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																											
漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																											
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																											
特定産業分野	業務区分																																																																																																											
介護分野	身体介護等																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務																																																																																																											
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製																																																																																																											
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																											
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																											
建設分野・特定技能2号																																																																																																												
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能2号																																																																																																												
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																											
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																											
航空分野・特定技能2号																																																																																																												
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者																																																																																																											
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員																																																																																																											
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																											
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																											
漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																											
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																											
林業分野	林業																																																																																																											
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等																																																																																																											

19	参考様式第 3-5号	(記載要領) 1	<p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号		建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号		造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号		自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号		宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	<p>1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>工業製品製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製</td> </tr> <tr> <td>工業製品製造業分野・特定技能2号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車運送業分野</td> <td>トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者</td> </tr> <tr> <td>鉄道分野</td> <td>軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> <tr> <td>林業分野</td> <td>林業</td> </tr> <tr> <td>木材産業分野</td> <td>製材業、合板製造業等に係る木材の加工等</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製	工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号		造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号		自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号		宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者	鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	林業分野	林業	木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等
特定産業分野	業務区分																																																																																																											
介護分野	身体介護等																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務																																																																																																											
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																											
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号																																																																																																												
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																											
建設分野・特定技能2号																																																																																																												
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能2号																																																																																																												
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																											
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																											
航空分野・特定技能2号																																																																																																												
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																											
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																											
漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																											
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																											
特定産業分野	業務区分																																																																																																											
介護分野	身体介護等																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																											
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務																																																																																																											
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製																																																																																																											
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																											
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																											
建設分野・特定技能2号																																																																																																												
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																											
造船・船用工業分野・特定技能2号																																																																																																												
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																											
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																											
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																											
航空分野・特定技能2号																																																																																																												
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																											
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者																																																																																																											
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸員																																																																																																											
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																											
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																											
漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																											
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																											
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																											
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																											
林業分野	林業																																																																																																											
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等																																																																																																											